

長与町結婚新生活支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、長与町補助金等交付規則（昭和42年規則第1号）に定めるもののほか、長与町結婚新生活支援事業補助金（以下「補助金」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(補助金の目的)

第2条 補助金は、新婚世帯に対し、婚姻に伴う新生活（以下「新生活」という。）を始めるために必要な費用を支援することにより、少子化対策の推進に資することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 新婚世帯 令和6年7月1日から令和7年3月31日までの間に婚姻届が受理された日において、夫婦の双方が39歳以下である世帯をいう。
- (2) 住宅賃借費用 町内において新婚世帯の居住の用に供する住宅の賃借に要した費用（賃料、敷金、礼金、共益費及び仲介手数料をいう。）をいう。ただし、新婚世帯に属する夫婦の双方又は一方が、勤務先から住宅手当を受けている場合は、当該住宅手当の金額に相当する額をそれぞれ控除した額をいう。
- (3) 住宅取得費用 町内において新婚世帯の居住の用に供する住宅の取得に要した費用（当該住宅に係る土地の取得に要した費用を除く。）をいう。
- (4) 住宅リフォーム費用 町内において新婚世帯の居住の用に供する住宅をリフォームする際に要した費用のうち、住宅の機能の維持又は向上を図るために行う修繕、増築、改築、設備更新等の工事費用（倉庫及び車庫並びに門、フェンス、植栽等の外構に係る工事費用並びにエアコン、洗濯機等の家電の購入及び設置に係る費用を除く。）をいう。
- (5) 引越費用 新婚世帯が、新生活を送るために引っ越しをした場合の引越業者又は運送業者への支払に要した費用をいう。

(補助対象者)

第4条 補助金の対象となる者は、次に掲げる全ての要件に該当する新婚世帯の夫婦の一方とする。

- (1) 第7条に規定する申請をする日（以下「申請日」という。）において、町内に住所を有し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく本町の住民基本台帳に記録されていること。
- (2) 申請日において、新婚世帯の最新の所得金額（所得税法（昭和40年法律第33号）第2条第1項30号イ(2)の合計所得金額をいう。以下「所得」という。）が500万円未満であること。ただし、夫婦の双方又は一方が貸与型奨学金（以下「奨学金」と

いう。)の返済を現に行っている場合は、新婚世帯の所得から所得期間内に返済した奨学金の額を控除するものとする。

- (3) 第9条に規定する補助金の交付決定を受けた日から起算して1年以上継続して町内に居住する意思を有すること。
- (4) 申請日において、夫婦の双方に町税の滞納がないこと。
- (5) 申請日において、生活保護法(昭和25年法律第144号)による住宅扶助その他の公的制度による家賃補助を受けていないこと。
- (6) 夫婦の双方又は一方が、過去に国の「地域少子化対策重点推進交付金」の活用に基づく補助金(他の地方自治体を実施するものを含む。)の交付を受けていないこと。
- (7) 夫婦の双方が長与町暴力団排除条例(平成24年条例第17号)第2条第2号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者でないこと。

2 前年度において、補助金を受けた新婚世帯で、交付を受けた額が補助金の上限額に達しなかった新婚世帯は、対象とする。

(補助対象費用)

第5条 補助対象費用は、住宅賃借費用、住宅取得費用、住宅リフォーム費用及び引越費用のうち、令和6年7月1日(住宅取得費用及び住宅リフォーム費用にあつては、婚姻日の1年前の日)から令和7年3月31日までに支払った費用とする。

(補助金の額)

第6条 補助金は、予算の範囲内において交付する。

2 補助金の額は、補助対象経費を合計した額(当該額に1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額)とし、10万円を上限とする。

(補助金の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、長与町結婚新生活支援事業補助金交付申請書兼請求書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 婚姻後の戸籍謄本又は婚姻届受理証明書
- (2) 申請時点における新婚世帯の夫婦双方の所得証明書
- (3) 新婚世帯の夫婦双方の完納証明書
- (4) 誓約書兼同意書(様式第2号)
- (5) 補助金の振込先の預金通帳の写し(金融機関名、支店名、口座種類、口座番号、店番号及び名義人名が確認できるもの)
- (6) 住宅賃借費用がある場合にあつては、住宅賃貸借契約書の写し
- (7) 住宅賃借費用があり、勤務先から住宅手当が支給されている場合にあつては、住宅手当支給証明書(様式第3号)
- (8) 住宅取得費用がある場合にあつては、住宅の売買契約書の写し又は工事請負契約書の写し

- (9) 住宅リフォーム費用がある場合にあっては、住宅のリフォームに係る工事請負契約書の写し
- (10) 引越費用がある場合にあっては、引越業者又は運送業者に支払った費用の領収書の写し
- (11) 奨学金の返済を現に行っている場合にあっては、奨学金の返済額が確認できる書類
- (12) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類
(交付決定の通知)

第8条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、速やかに長与町結婚新生活支援事業補助金交付決定通知書兼補助額確定通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の審査の結果、補助金の交付を不相当と認めるとき又は予算上の理由等により補助金の不交付を決定したときは、長与町結婚新生活支援事業補助金不交付決定通知書（様式第5号）により、申請者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第9条 町長は、前条第1項の規定による補助金の交付を決定したときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（補助金の返還）

第10条 町長は、偽りその他不正の行為により、補助金の交付を受けた者があるときは、補助金の交付決定を取り消すとともに、補助金を返還させることができる。

2 町長は、前項の規定による取消しを行った場合は、長与町結婚新生活支援事業補助金交付決定取消通知書（様式第6号）により当該交付決定者に通知するものとする。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和6年7月1日から施行する。

（長与町企画財政部が所管する補助金等の交付に関する要綱の一部改正）

2 長与町企画財政部が所管する補助金等の交付に関する要綱（令和2年要綱第21号）の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

5 長与町結婚新生活支援事業補助金	新婚世帯に対し、婚姻に伴う新生活を始めるために必要な費用を支援することにより、少子化対策の推進に資することを目的とする。	政策企画課 総務統計係
-------------------	--	-------------

別表第2に次のように加える。

5 長与町結婚新生活支援事業補助金	事業費補助	長与町結婚新生活支援事業補助金交付要綱(令和6年要綱第 号)第4条に掲げる要件に該当する新婚世帯の夫婦の一方	住宅賃借費用、住宅取得費用、住宅リフォーム費用及び引越費用のうち、令和6年7月1日から(住宅取得費用及び住宅リフォーム費用にあつては、婚姻日の1年前から)令和7年3月31日までに支払った費用	実績払	(1) 申請及び請求 (2) 審査 (3) 交付決定及び補助額の確定並びにその通知 (4) 支払	長与町結婚新生活支援事業補助金交付要綱第7条に定めるところによる。	上限10万円。ただし、当該年度の予算の範囲内において支給する。	
----------------------	-------	--	---	-----	---	-----------------------------------	---------------------------------	--

年 月 日

長与町長 様

申請者 住 所 長与町
 氏 名 _____
 生年月日 _____ 年 月 日 (歳)
 連 絡 先 _____

長与町結婚新生活支援事業補助金交付申請書兼請求書

長与町結婚新生活支援事業補助金を交付されるよう長与町結婚新生活支援事業補助金交付要綱第7条の規定により、関係書類を添えて、下記のとおり申請します。申請に当たり、補助金の交付に係る審査等のため、私の住民基本台帳、生活保護の受給、所得情報、町税等の納付状況について、担当課職員が確認することを承諾します。

なお、補助金交付が認められた場合には、下記請求金額を請求します。

記

1. 婚 姻 日 年 月 日
2. 補 助 対 象 費 用 _____ 円
3. 交 付 申 請 額 兼 請 求 金 額 _____ 円
4. 交 付 決 定 後 の 振 込 先

銀行・金庫 組合		本店・支店	店番号
<input type="checkbox"/> 普通	口座番号	口座名義人（フリガナ）	

関係書類

- (1) 婚姻後の戸籍謄本又は婚姻届受理証明書
- (2) 申請時点における新婚世帯の夫婦双方の所得証明書
- (3) 新婚世帯の夫婦双方の完納証明書
- (4) 誓約書兼同意書（様式第2号）
- (5) 補助金の振込先の預金通帳の写し（金融機関名、支店名、口座種類、口座番号、店番号及び名義人名が確認できるもの）
- (6) 住宅賃貸借契約書の写し（住宅賃借費用がある場合）
- (7) 住宅手当支給証明書（様式第3号）（住宅賃借費用があり、勤務先から住宅手当が支給されている場合）
- (8) 住宅の売買契約書の写し又は工事請負契約書の写し（住宅取得費用がある場合）
- (9) 住宅のリフォームに係る工事請負契約書の写し（住宅リフォーム費用がある場合）
- (10) 引越業者又は運送業者に支払った費用の領収書の写し（引越費用がある場合）
- (11) 貸与型奨学金の返済額が確認できる書類（奨学金の返済を行っている場合）
- (12) その他町長が必要と認める書類

長与町長 様

申請者 住 所 長与町
氏 名
連絡先

誓約書兼同意書

私は、長与町結婚新生活支援事業補助金交付申請を行うに当たり、次の事項について誓約します。

1. 長与町結婚新生活支援事業補助金の交付決定後、本町に1年以上定住します。
2. 私及び私の配偶者は、町税の滞納がありません。
3. 私及び私の配偶者は、生活保護法（昭和25年法律第144号）による住宅扶助その他公的制度による家賃補助を受けていません。
4. 私及び私の配偶者は、過去に国の「地域少子化対策重点推進交付金」の活用に基づく補助金（他の地方自治体を実施するものを含む。）の交付を受けていません。
5. 私及び私の配偶者は、次の各号のいずれにも該当しません。また、必要に応じて、長崎県警察本部に照会することについて同意します。
 - (1) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）
 - (2) 暴力団関係者（長与町暴力団排除条例（平成24年条例第17号）第2条第4号に規定する暴力団関係者をいう。）

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（抜粋）（平成三年五月十五日法律第七十七号）

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

六 暴力団員 暴力団の構成員をいう。

長与町暴力団排除条例（抜粋）（平成24年条例第17号）

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

2 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。

4 暴力団関係者 暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者をいう。

長与町長 様

(給与等支払者) 所在地 _____

事業所名 _____

代表者名 _____

連絡先 _____

住宅手当支給証明書

次の者の住宅手当支給状況を次のとおり証明します。

1. 対象者

住所 _____

氏名 _____

2. 住宅手当支給状況

支給している（住宅手当月額： 円 年 月時点）

支給していない

(指令番号)

年 月 日

様

長与町長

印

長与町結婚新生活支援事業補助金交付決定通知書兼補助額確定通知書

年 月 日付けで申請のあった長与町結婚新生活支援事業補助金の交付については、次のとおり交付決定し、及び補助額を確定しましたので、長与町結婚新生活支援事業補助金交付要綱第8条第1項の規定により通知します。

交付決定（確定）額 _____ 円

○振込予定日 年 月 日

※長与町結婚新生活支援事業補助金は、お知らせいただいた以下の口座に振り込みます。

振込先金融機関名：

振込先口座番号（下3桁）：

振込先口座名義：

（文書番号）

年 月 日

様

長与町長

印

長与町結婚新生活支援事業補助金不交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった長与町結婚新生活支援事業補助金の交付については、交付しないことに決定しましたので、長与町結婚新生活支援事業補助金交付要綱第8条第2項の規定により通知します。

不交付とした理由

(文書番号)
年 月 日

様

長与町長

印

長与町結婚新生活支援事業補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け（指令番号）で交付決定した長与町結婚新生活支援事業補助金については、次のとおり決定を取り消したので、長与町結婚新生活支援事業補助金交付要綱第10条第2項の規定により通知する。

なお、取消しに伴う返還金については、年 月 日を期限とし、その返還を命ずる。

取消しの理由	
既交付額	円
返 還 額	円